

スライドサービス利用規約

第1条（サービスの内容）

スライドサービスとは、荒井商事株式会社（以下、「当社」といいます。）のアライオークション規約（以下、「アライオークション規約」といいます。）第10章（車両代金等の決済）、AI-NET店舗在庫規約第22条（落札車両代金等の決済）及びAI-NET落札代行サービス規約第8条（代金等の決済）の規定に拘わらず、落札車両の車両代金、消費税、手数料などの債務（以下、「本債務」といいます。）の決済期限を、当社の定める期限まで延長できるサービス（以下、「本サービス」といいます。）をいいます。本サービスは、所定の方法により当社に申し込み、当社が登録を認めた会員（以下、「スライドサービス登録会員」といいます。）のみが利用できるものとします。

第2条（会員登録に関する申し込み）

本サービスの利用にかかる申し込みを行う場合には、本サービスの仕組み及びサービスの内容を熟知し承諾した上、当社が定める手続きに従って申し込むものとします。

第3条（会員登録、スライドサービス利用規約の遵守）

1. 前条による申し込みがなされ、当社が審査により適格と判断した場合において、当社による承諾の意思表示が申込者に到達したときをもって、スライドサービス登録会員への登録とします。
2. スライドサービス登録会員は、スライドサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）の内容を理解し、これに同意した上で、本サービスを利用できるものとします。

第4条（対象外車両）

以下の車両等は、本サービスの対象とならないものとします。

1. AA 在庫サービスでの落札車両
2. ナンバー付き車両
3. バイクオークションでの落札車両
4. 建機オークションでの落札車両
5. 産業機械・農業機械など書類が担保できない出品物
6. 当社が不適切と判断した車両・出品物

第5条（個々の申し込みの方法）

1. スライドサービス登録会員は、当社の主催するオークションで落札した車両のうち支払期限の延長を希望する車両について、オークション終了後30分以内に所定の方法で当社に申し出るものとし、当社がそれを承諾した事により別表に定める支払期限の延長がなされるものとします。なお、当社の承諾は、当社が翌営業日にスライド手続き完了通知書をファクシミリにて送信することによって行うものとします。
2. スライドサービス会員は、前項により延長された支払期限について再延長を希望する場合、当該支払期限

の前日（金融機関の休業日である場合は直前の営業日を指し、以下本項において同じ。）までに所定の方法で当社に申し出るとともに、当社による再延長の承諾を受けたうえで、当該支払期限の前日までに再延長に関する第8条の手数料を当社に支払い、当社が着金確認することにより、支払期限を別表のとおり再延長することができます。なお、当社の承諾は、当社が当該支払期限の前日までに再延長承諾通知書をファクシミリにて送信することによって行うものとします。

第6条（禁止行為）

スライドサービス登録会員は、次の行為をしてはならないものとします。

1. 当社へ本債務の支払いが完了していない車両の出品行為その他処分行為。
2. 第三者への会員番号・ID等を開示・貸与すること、または名義貸しをする行為。
3. その他本規約などに違反する行為。

第7条（利用可能車両代金限度額及び利用限度額）

1. 落札車両の車両代金が300万円を超える場合、当該車両の本債務については、本サービスを利用できないものとします。
2. 本サービスの利用限度額（支払期限を延長できる合計額）は、スライドサービス会員毎に個別に設定するものとし、当社の一方的判断で設定及び変更できるものとします。

第8条（手数料）

スライドサービス登録会員は、別表に定める本サービスに関する支払期限延長手数料及び再延長手数料（以下、「スライドサービス手数料」という）、事務取扱手数料（以下、「本手数料」という）を当社に支払うものとします。

第9条（譲渡書類等の扱い、譲渡書類等にかかるペナルティ（クレーム））

1. スライドサービス登録会員は、当社へ本債務の支払いが完了するまで、当該車両の譲渡書類、附属書類及び出品票に記載された書類（以下あわせて「譲渡書類等」といいます。）の交付を当社に請求できないものとします。
2. スライドサービス登録会員は、アライオークション規約第9章（書類）及び第11章の〔Ⅱ〕（裁定（クレーム））規程）、AI-NET店舗在庫規約第24条（譲渡書類）及び第25条（譲渡書類の罰則）並びにAI-NET落札代行サービス規約第13条（落札車両の所有権移転登録）の規定にかかわらず、譲渡書類等の遅延・紛失・不備等、及び、出品票の誤記入のうち、譲渡書類等に関する誤記入並びに後日送付による付属品等については、クレームを申し立てることができないものとし、出品店に対するペナルティの対象とならないものとします。

第10条（期限前決済及び譲渡書類等の発送）

スライドサービス登録会員は、決済期限が未到来の期間内であっても、開催単位で当社に本債務の支払いを行うことにより（例えば1回のオークションで2台の車両の落札をした場合には2台の車両分一括して支払いを行う必要があるものとします）、当該車両の譲渡書類等の発送を請求する事ができるものとします。但し、当社への支払いが1件でも決済期限を超過している場合は、本債務の支払いが完了した車両を含めて全ての車両の譲渡書類

等の交付を当社に請求できないものとします。当社は、スライドサービス登録会員よりの支払の完了及び決済期限超過の無いことを確認後、当該車両の譲渡書類等を速やかに発送するものとします。

第 11 条（スライドサービス手数料及び事務取扱手数料の返還）

当社は、事由の如何に拘わらず、スライドサービス登録会員が支払ったスライドサービス手数料及び事務取扱手数料を返還しないものとします。ただし、出品店都合や各クレームなど、スライドサービス登録会員の事情によらない契約の解除の場合には、スライドサービス手数料及び事務取扱手数料は全額返還するものとします。

第 12 条（報告義務）

スライドサービス登録会員は、当社から要求があった場合、その事業の状況を説明し、当社が指定する書類を提出するものとします。

第 13 条（期限の利益喪失等）

1. スライドサービス登録会員は、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社から通知催告等が無くても当社に対する一切の責務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
 - (1) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納、その他滞納処分を受け又はこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じたとき
 - (2) 支払停止の状態に陥り又は破産、特別清算、会社更生、民事再生の手続き申立を受け若しくはこれらの申立をしたとき
 - (3) 合併によらず解散したとき
 - (4) 当社の会員としての資格を失ったとき
2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には当社の請求によって当社に対する一切の責務につき期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
 - (1) 本債務の履行を怠り又は本規約その他の取引約定に違反したとき
 - (2) 当社等の規定する市場参加契約上の義務に違反し、その違反の程度が重大な違反になるとき
 - (3) その他信用状態が著しく悪化したときなど、当社が与信上必要と判断したとき
 - (4) 前項各号の一に準ずる事由があったとき

第 14 条（遅延損害金）

スライドサービス登録会員は、本債務の決済期限を超過したときは、本債務に対して年利14.6パーセント(年365日とする日割換算)の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 15 条（本サービスの有効期限）

本サービスの有効期限は、スライドサービス登録会員の登録日より6ヶ月間とし、当社が不適切と判断した場合を除き6ヶ月間の自動更新をするものとし、以後も同様とします。なお、6ヶ月の期間内に本サービスの利用実績がない場合は、原則として継続を認めないものとします。

第16条（免責）

当社は、以下各号に当該する事由によりスライドサービス登録会員が被った損害又は、当社の責に帰すことのできない事由によってスライドサービス登録会員が被った損害については、当社はその損害を賠償する責任を負いません。

1. スライドサービス登録会員が使用するコンピューターのハードウェア、周辺機器、ソフトウェア等の原因による損害。
2. 通信回線、プロバイダーのトラブルによる損害スライドサービス登録会員の操作ミス及び管理のミスによる損害。
3. インターネット、メールでのウィルス、スパイウェア等による損害。
4. 天変地異、人災、天災、雷、その他不可抗力等に起因した場合の損害。

第17条（規約の改定）

当社は、本規約の改定を必要と認めた場合は、随時任意にこれを改定することができるものとし、この場合、改定した内容をホームページ上(<http://www.araiaa.jp/>)に掲載するものとします。改定後の規約については、その適用開始日以降の取引に適用されるものとし、それより前の取引については、従前の例によります。

第18条（管轄合意）

本サービスに伴う紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

第1条（施行）

本規約は、平成30年7月24日から施行します。

本規約は、平成31年3月15日一部改訂

本規約は、令和元年11月11日一部改訂

本規約は、令和4年4月1日一部改訂

本規約は、令和5年4月1日一部改訂。

別表

延長期間及び手数料一覧

(事務取扱手数料、スライドサービス手数料共に別途消費税を申し受けます)

延長の場合

事務取扱手数料	500円/1開催
---------	----------

スライドサービス手数料

車両落札金額	2週間	3週間	4週間	7週間
50万円未満	2,000円	3,000円	4,000円	7,000円
50万円以上100万円未満	4,000円	6,000円	8,000円	14,000円
100万円以上150万円未満	6,000円	9,000円	12,000円	21,000円
150万円以上200万円未満	8,000円	12,000円	16,000円	28,000円
200万円以上300万円未満	12,000円	18,000円	24,000円	42,000円

再延長の場合

事務取扱手数料	1,000円/1開催
---------	------------

スライドサービス手数料

車両落札金額	1週間再延長
50万円未満	1,500円
50万円以上100万円未満	3,000円
100万円以上150万円未満	4,500円
150万円以上200万円未満	6,000円
200万円以上300万円未満	9,000円

1. 事務取扱手数料については、スライドサービス登録会員が本サービスを利用するオークション開催毎に、延長の場合は500円、再延長の場合は1,000円を申し受けます。
2. 別表の車両落札金額の価格帯は、落札料、自動車税預かり金、消費税を一切含まず、スライドサービス利用の車両個々毎の車両落札金額のみで決定致します。
3. クレーム等により車両落札価格が変更された場合でも、スライドサービス手数料は変更致しません。
4. 延長期間が7週間の場合、再延長は認められません。

以上